

匝瑳市小高地先における千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例  
違反行為について

平成29年11月28日  
千葉県農林水産部森林課  
電話：043-223-2955

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）第23条第4項の規定により下記事項について公表する。

匝瑳市小高地先の森林及び森林以外の土地において、それぞれの行為者から森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出により、再生土の搬入による形質変更が行われ、現地調査の結果それぞれの土地は隣接しており、一体開発とみなされることから、開発に係る森林面積が0.3haを超えることが確認された。

したがって、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第18条第1項に違反する無届開発として行為の中止及び復旧計画書の提出を求める指導を行ったが、行為者は指導に従わないため、違反行為中止等勧告を発出した。

- 1 勧告を受けた者
  - (1) 住所：香取郡多古町大門168番地23  
氏名：香取 政嗣
  - (2) 住所：千葉市若葉区高品町1593番地3 第3三船ビル105  
氏名：中越 利也
- 2 勧告に係る小規模林地開発行為の所在場所  
匝瑳市小高字多古田421番1外
- 3 条例第二三条第四項の規定による勧告をした日  
平成29年 8月 7日付け（第1回）  
平成29年 8月24日付け（第2回）